

アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会（以下「招致委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 招致委員会は、2026年に開催が予定される第20回アジア競技大会を愛知県及び名古屋市に招致することを目的とする。

（事業）

第3条 招致委員会は、次の事業を行う。

- (1) 第20回アジア競技大会の招致活動
- (2) 第20回アジア競技大会の招致に関する機運醸成
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事業

（組織）

第4条 招致委員会は、別表に定める委員で組織する。

2 委員の任期は、招致委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

（役員）

第5条 招致委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副 会 長 3名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 会長代行は、名古屋市長をもって充てる。

4 副会長は、公益財団法人愛知県体育協会会長、愛知県商工会議所連合会会長及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。

（職務）

第6条 会長は、招致委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長代行とともに会長を補佐する。

（名誉会長等）

第7条 招致委員会に、名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」と

いう。)を置くことができる。

2 名誉会長等は、会長が委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の求めに応じて助言をすることができる。

4 名誉会長等の任期は、招致委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

(会議)

第8条 招致委員会は、会長が招集する。

2 招致委員会においては、会長が議長となる。

3 招致委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 招致委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に出席しない委員は、書面で、又は代理人によって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

6 第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、委員による書面表決をもって招致委員会の議決とすることができる。

7 会長は、必要と認めるときは、招致委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、招致委員会の議決すべき事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の招致委員会において報告しなければならない。

(事務局)

第10条 招致委員会の事務局は、愛知県振興部スポーツ振興課及び名古屋市総務局総合調整部に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第11条 招致活動に要する経費は、各委員の個別の活動にあつては当該委員の所属する団体が、これ以外の活動にあつては愛知県及び名古屋市が負担する。

2 愛知県及び名古屋市の負担割合は、愛知県知事及び名古屋市長が別に

定める。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、招致委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月7日から施行する。

別表（第4条関係）

愛知県知事
名古屋市長
公益財団法人愛知県体育協会会長
愛知県商工会議所連合会会長
一般社団法人中部経済連合会会長
愛知県議会議長
名古屋市会議長
愛知県市長会会長
愛知県町村会長
愛知県市議会議長会会長
愛知県町村議会議長会会長
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会副理事長 (名古屋市体育協会会長)
愛知県商工会連合会会長
日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
公益財団法人愛知県国際交流協会会長
公益財団法人名古屋国際センター理事長
一般社団法人愛知県観光協会会長
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー理事長